

【理事長裁定】

競争的資金等間接経費取扱方針

平成28年3月1日

学校法人 関西外国語大学

1. 目的

本間接経費取扱方針は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成26年5月29日改正）に基づき、本学における競争的資金等の間接経費の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2. 間接経費取扱いの基本方針

間接経費は直接経費に対して一定比率（通常は30%）で手当てされ、競争的資金等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として、研究代表者および研究分担者の研究環境改善や本学全体の機能向上に活用するものであり、最高管理責任者のもとで公正・適正かつ計画的・効率的に使用する。

3. 譲渡・返還

- ・研究代表者および研究分担者は、競争的資金受領後速やかに本学に譲渡しなければならない。
- ・研究者の転出に伴う間接経費の返還は、未使用額がある場合に限り行うことがある。ただし、当該競争的資金拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠することとする。

4. 使用制限

補助金は年度の3月31日まで、基金は補助事業期間内に使用しなければならない。

5. 使用基準

間接経費は以下の内容を基準として使用する。直接経費として充当すべきものは対象外とする。そのほか、最高管理責任者が必要な経費と判断した場合も執行可能とする。

- ・管理部門に係る経費（管理施設・設備の整備や運営経費、管理事務の必要経費など）
- ・研究部門に係る経費（共通使用される物品等、研究活動推進に係る必要経費など）
- ・その他の関連する事業部門に係る経費（研究成果展開事業の経費、広報事業経費など）

6. 実績報告

毎年度の使用実績に応じて、当該競争的資金拠出元の機関に、定められた期日までに報告する。